

○ 銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十二年^{総理府令第三十九号}大蔵省令第三十九号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

		改 正 後	改 正 前
		<p>（自己資本の充実の状況に係る区分及びこれに応じた命令）</p> <p>第一条 銀行法（以下「法」という。）第二十六条第二項の内閣府令・財務省令で定める銀行の自己資本の充実の状況に係る区分及び当該区分に応じ内閣府令・財務省令で定める命令は、次条及び第二条の二に定める場合を除き、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる表のとおりとする。</p> <p>〔一・二 略〕</p> <p>三 単体レバレッジ比率（第十二項に規定する単体レバレッジ比率をいう。次条第一項において同じ。）を指標とする区分</p>	<p>（自己資本の充実の状況に係る区分及びこれに応じた命令）</p> <p>第一条 「同上」</p> <p>〔一・二 同上〕</p> <p>〔号を加える。〕</p>
レバレッジ 非対象区分	単体レバレッジ比率が二パーセント以上である場合	命 令	
自己資本の充実の状況に係る区分			

<p>レバレッジ 第二区分</p>	<p>レバレッジ 第一区分</p>
<p>単体レバレッジ比率が〇・七五パーセント以上一・五パーセント未満である場合</p>	<p>単体レバレッジ比率が一・五パーセント以上三パーセント未満である場合</p>
<p>次に掲げる自己資本の充実に資する措置に係る命令 イ 資本の増強に係る合理的と認められる計画の提出及びその実行 ロ 総資産の圧縮又は増加の抑制 ハ 取引の通常の</p>	<p>経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画（原則として資本の増強に係る措置を含むものとする。）の提出の求め及びその実行の命令</p>

条件に照らして
不利益を被るも
のと認められる
条件による預金
又は定期積金等
の受入れの禁止
又は抑制

二 一部の営業所
における業務の
縮小

ホ 本店を除く一
部の営業所の廃
止

へ 法第十条第二
項各号に掲げる
業務その他の銀
行業に付随する
業務、法第十一
条の規定により
営む業務又は担
保付社債信託法
その他の法律に
より営む業務の

レバレッジ 第二区分の 二	レバレッジ 単体レバレッジ比率が〇パーセ ント以上〇・七五パーセント未 満である場合	縮小又は新規の 取扱いの禁止 ト その他金融庁 長官が必要と認 める措置
レバレッジ 第三区分	単体レバレッジ比率が〇パーセ ント未満である場合	自己資本の充実、 大幅な業務の縮小 、合併又は銀行業 の廃止等の措置の いずれかを選択し た上、当該選択に 係る措置を実施す ることの命令
		業務の全部又は一 部の停止の命令

2

法第二十六条第二項の内閣府令・財務省令で定める銀行及びその子会社等（法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。以下この条及び次条において同じ。）の自己資本の充実の状況に係る区分及び当該区分に応じ内閣府令・財務省令で定める命令は、次条及び第二条の二に定める場合を除き、次の各号に掲げる区分に応じ、

2

〔同上〕

当該各号に掲げる表のとおりとする。

一 第十三項に規定する連結自己資本比率を指標とする区分

[略]	自己資本の充実の状況に係る区分		命 令
	海外営業拠点を有する銀行及びその子会社等	海外営業拠点を有しない銀行及びその子会社等	
	第二区分の二	[略]	
	[略]	[略]	
自己資本の充実、大幅な業務の縮小、合併又は銀行業の廃止等の措置のいずれかを選択した上、当該選択に係る措置を実施することの命令			

二 第十四項に規定する連結資本バッファ―比率を指標とする区分

一 第十二項に規定する連結自己資本比率を指標とする区分

[同上]	自己資本の充実の状況に係る区分		命 令
	海外営業拠点を有する銀行及びその子会社等	海外営業拠点を有しない銀行及びその子会社等	
	[同上]	[同上]	
	[同上]	[同上]	
自己資本の充実、大幅な業務の縮小、合併又は銀行業の廃止等の措置のいずれかを選択した上、当該選択に係る措置を実施することの命令			

二 第十三項に規定する連結資本バッファ―比率を指標とする区分

〔表略〕

三 連結レバレッジ比率（第十八項に規定する連結レバレッジ比率をいう。次条第一項において同じ。）を指標とする区分

自己資本の充実に係る区分	レバレッジ 連結レバレッジ比率が三パーセント以上である場合	命 令
レバレッジ 第一区分	連結レバレッジ比率が一・五パーセント以上三パーセント未満である場合	経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画（原則として資本の増強に係る措置を含むものとする。）の提出の求め及びその実行の命令
レバレッジ 第二区分	連結レバレッジ比率が〇・七五パーセント以上一・五パーセント未満である場合	次に掲げる自己資本の充実に資する措置に係る命令 イ 資本の増強に

〔同上〕

〔号を加える。〕

係る合理的と認められる計画の提出及びその実行

ロ 総資産の圧縮又は増加の抑制

ハ 取引の通常条件に照らして不利益を被るものと認められる条件による預金又は定期積金等の受入れの禁止又は抑制

ニ 一部の営業所における業務の縮小

ホ 本店を除く一部の営業所の廃止

ヘ 子会社等の業務の縮小

ト 子会社等の株

<p>二 レバレッジ 第二区分の</p>	
<p>満である場合 ント以上〇・七五パーセント未</p>	
<p>自己資本の充実、 大幅な業務の縮小 、合併又は銀行業 の廃止等の措置の</p>	<p>式又は持分の処 分 チ 法第十条第二 項各号に掲げる 業務その他の銀 行業に付随する 業務、法第十一 条の規定により 営む業務又は担 保付社債信託法 その他の法律に より銀行が営む 業務の縮小又は 新規の取扱いの 禁止 リ その他金融庁 長官が必要と認 める措置</p>

レバレッジ 第三区分	連結レバレッジ比率が〇パーセント未満である場合	いずれかを選択した上、当該選択に係る措置を実施することの命令 業務の全部又は一部の停止の命令
---------------	-------------------------	---

〔3〕5 略〕

6 第一項第一号及び第三号並びに第二項第一号及び第三号に掲げる表中「定期積金等」とは、法第二条第四項に規定する定期積金等をいう。

7 第一項第一号に掲げる表中「単体自己資本比率」とは、自己資本比率基準のうち法第十四条の二第一号に掲げる基準に係る算式により得られる比率であつて、次項に規定する単体資本バッファ比率及び第十二項に規定する単体レバレッジ比率以外の比率をいい、同表中「単体普通株式等Tier1比率」、「単体Tier1比率」及び「単体総自己資本比率」とは、当該単体自己資本比率のうち国際統一基準（第四項に規定する国際統一基準をいう。次項、第十二項から第十四項まで及び第十八項並びに第三条第十項において同じ。）に係る算式により得られる比率をいう。

〔8〕9 略〕

10 第一項第二号に掲げる表中「社外流出額」とは、銀行における次

〔3〕5 同上〕

6 第一項第一号及び第二項第一号に掲げる表中「定期積金等」とは、法第二条第四項に規定する定期積金等をいう。

7 第一項第一号に掲げる表中「単体自己資本比率」とは、自己資本比率基準のうち法第十四条の二第一号に掲げる基準に係る算式により得られる比率であつて、次項に規定する単体資本バッファ比率以外の比率をいい、同表中「単体普通株式等Tier1比率」、「単体Tier1比率」及び「単体総自己資本比率」とは、単体自己資本比率のうち国際統一基準（第四項に規定する国際統一基準をいう。次項、第十二項及び第十三項において同じ。）に係る算式により得られる比率をいう。

〔8〕9 同上〕

10 〔同上〕

に掲げる事由（単体普通株式等Tier1比率（第七項に規定する単体普通株式等Tier1比率をいう。以下この項において同じ。）を減少させるものに限る。）に係る額の合計額（特別の理由がある場合において金融庁長官が承認したときは、その承認した額を除く。）をいう。

一 「略」

二 自己株式（銀行が有する自己の株式をいう。）の取得（取得請求権付株式（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第十八号に規定する取得請求権付株式をいう。第十六項第二号及び第三条第八項第二号において同じ。）及び取得条項付株式（同法第二条第十九号に規定する取得条項付株式をいう。第十六項第二号及び第三条第八項第二号において同じ。）の取得、同法第四百六十一条第一項の規定により、その行為により株主に対して交付する金銭等（同項に規定する金銭等をいう。第十六項第二号及び第三条第八項第二号において同じ。）の帳簿価額の総額が、その行為が効力を生ずる日における分配可能額を超えてはならないとされる同法第四百六十一条第一項各号（第八号を除く。）に掲げる行為による取得並びに同法第四百六十四条第一項の規定により、業務執行者（同項に規定する業務執行者をいう。第十六項第二号及び第三条第八項第二号において同じ。）が、同法第四百六十四条第一項の超過額を支払う義務を負うものとされる株式の取得に限り、当事者の一方の意思表示により当該当事者間において一定価格による株式の売買取引を成立させることができる権利の行使に

一 「同上」

二 自己株式（銀行が有する自己の株式をいう。）の取得（取得請求権付株式（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第十八号に規定する取得請求権付株式をいう。第十五項第二号及び第三条第八項第二号において同じ。）及び取得条項付株式（同法第二条第十九号に規定する取得条項付株式をいう。第十五項第二号及び第三条第八項第二号において同じ。）の取得、同法第四百六十一条第一項の規定により、その行為により株主に対して交付する金銭等（同項に規定する金銭等をいう。第十五項第二号及び第三条第八項第二号において同じ。）の帳簿価額の総額が、その行為が効力を生ずる日における分配可能額を超えてはならないとされる同法第四百六十一条第一項各号（第八号を除く。）に掲げる行為による取得並びに同法第四百六十四条第一項の規定により、業務執行者（同項に規定する業務執行者をいう。第十五項第二号及び第三条第八項第二号において同じ。）が、同法第四百六十四条第一項の超過額を支払う義務を負うものとされる株式の取得に限り、当事者の一方の意思表示により当該当事者間において一定価格による株式の売買取引を成立させることができる権利の行使に

よる取得を含む。)

「三〇六 略」

11 「略」

12 第一項第三号に掲げる表中「単体レバレッジ比率」とは、自己資本比率基準のうち法第十四条の二第一号に掲げる基準に係る算式により得られる比率であつて、国際統一基準に係る算式により得られる比率をいう。

13 第二項第一号に掲げる表中「連結自己資本比率」とは、自己資本比率基準のうち法第十四条の二第二号に掲げる基準に係る算式により得られる比率であつて、次項に規定する連結資本バツファ―比率及び第十八項に規定する連結レバレッジ比率以外の比率をいい、同表中「連結普通株式等Tier1比率」、「連結Tier1比率」及び「連結総自己資本比率」とは、当該連結自己資本比率のうち国際統一基準に係る算式により得られる比率をいう。

14 「略」

15 「略」

16 第二項第二号に掲げる表中「社外流出額」とは、銀行及びその子会社等（当該銀行及びその子会社等の連結自己資本比率（第十三項に規定する連結自己資本比率をいう。次条第一項において同じ。）の算出に当たり当該銀行の連結の範囲に含まれるものに限る。以下この項において同じ。）における次に掲げる事由（連結普通株式等Tier1比率（第十三項に規定する連結普通株式等Tier1比率をいう。以下この項において同じ。）を減少させるものに限る。

よる取得を含む。)

「三〇六 同上」

11 「同上」

「項を加える。」

12 第二項第一号に掲げる表中「連結自己資本比率」とは、自己資本比率基準のうち法第十四条の二第二号に掲げる基準に係る算式により得られる比率であつて、次項に規定する連結資本バツファ―比率以外の比率をいい、同表中「連結普通株式等Tier1比率」、「連結Tier1比率」及び「連結総自己資本比率」とは、連結自己資本比率のうち国際統一基準に係る算式により得られる比率をいう。

13 「同上」

14 「同上」

15 第二項第二号に掲げる表中「社外流出額」とは、銀行及びその子会社等（当該銀行及びその子会社等の連結自己資本比率（第十二項に規定する連結自己資本比率をいう。次条第一項において同じ。）の算出に当たり当該銀行の連結の範囲に含まれるものに限る。以下この項において同じ。）における次に掲げる事由（連結普通株式等Tier1比率（第十二項に規定する連結普通株式等Tier1比率をいう。以下この項において同じ。）を減少させるものに限る。

（に係る額（当該銀行及びその子会社等相互間の流出額を除く。）の合計額（特別の理由がある場合において金融庁長官が承認したときは、その承認した額を除く。）をいう。

「一〇三 略」

四 その他Tier1資本調達手段（第十三項に規定する連結Tier1比率に算入することができる資本調達手段をいい、連結普通株式等Tier1比率に算入することができる資本調達手段を除く。）に対する配当又は利息の支払及び買戻し又は償還

「五・六 略」

17] 「略」

18] 第二項第三号に掲げる表中「連結レバレッジ比率」とは、自己資本比率基準のうち法第十四条の二第二号に掲げる基準に係る算式により得られる比率であつて、国際統一基準に係る算式により得られる比率をいう。

第二条 銀行が、その自己資本比率（単体自己資本比率又は連結自己資本比率をいう。以下この条において同じ。）又はレバレッジ比率（単体レバレッジ比率又は連結レバレッジ比率をいう。以下この条において同じ。）が当該銀行又は当該銀行及びその子会社等が従前に該当していた前条第一項第一号若しくは第三号又は第二項第一号若しくは第三号に掲げる表の区分に係る自己資本比率又はレバレッジ比率の範囲を超えて低下したことを知った後、速やかに、その自己資本比率又はレバレッジ比率を当該銀行又は当該銀行及びその子

（に係る額（当該銀行及びその子会社等相互間の流出額を除く。）の合計額（特別の理由がある場合において金融庁長官が承認したときは、その承認した額を除く。）をいう。

「一〇三 同上」

四 その他Tier1資本調達手段（第十二項に規定する連結Tier1比率に算入できる資本調達手段をいい、連結普通株式等Tier1比率に算入できる資本調達手段を除く。）に対する配当又は利息の支払及び買戻し又は償還

「五・六 同上」

16] 「同上」

「項を加える。」

第二条 銀行が、その自己資本比率（単体自己資本比率又は連結自己資本比率をいう。以下この条において同じ。）が当該銀行又は当該銀行及びその子会社等が従前に該当していた前条第一項第一号又は第二項第一号に掲げる表の区分に係る自己資本比率の範囲を超えて低下したことを知った後、速やかに、その自己資本比率を当該銀行又は当該銀行及びその子会社等が該当するこれらの表の区分に係る自己資本比率の範囲を超えて確実に改善するための合理的と認められる計画を金融庁長官に提出した場合には、当該銀行について、当

会社等が該当するこれらの表の区分に係る自己資本比率又はレバレッジ比率の範囲を超えて確実に改善するための合理的と認められる計画を金融庁長官に提出した場合には、当該銀行について、当該区分に応じた命令は、当該銀行又は当該銀行及びその子会社等の自己資本比率又はレバレッジ比率以上で当該計画の実施後に見込まれる当該銀行又は当該銀行及びその子会社等の自己資本比率又はレバレッジ比率以下の自己資本比率又はレバレッジ比率に係るこれらの表の区分（それぞれ非対象区分又はレバレッジ非対象区分を除く。）に掲げる命令とする。ただし、当該計画が合理的でないことが明らかになった場合には、当該銀行について、当該銀行又は当該銀行及びその子会社等が該当するこれらの表の区分に係る命令は、同条第一項（それぞれ単体自己資本比率又は単体レバレッジ比率に係る部分に限る。）又は第二項（それぞれ連結自己資本比率又は連結レバレッジ比率に係る部分に限る。）のとおりとする。

2 前条第一項第一号若しくは第三号又は第二項第一号若しくは第三号に掲げる表の第三区分又はレバレッジ第三区分に該当する銀行の貸借対照表又は銀行及びその子会社等に係るこれらの会社について連結して記載した貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額（次の各号に掲げる資産については、当該各号に定める価額とする。次項において同じ。）の合計額がこれらの貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額を上回る場合又は上回ると見込まれる場合には、当該銀行について、当該区分に応じた命令は、同条第一項第一号若しくは第三号又は第二項第一号若しくは第三号に掲げる表

該区分に応じた命令は、当該銀行又は当該銀行及びその子会社等の自己資本比率以上で当該計画の実施後に見込まれる当該銀行又は当該銀行及びその子会社等の自己資本比率以下の自己資本比率に係るこれらの表の区分（非対象区分を除く。）に掲げる命令とする。ただし、当該計画が合理的でないことが明らかになった場合には、当該銀行について、当該銀行又は当該銀行及びその子会社等が該当するこれらの表の区分に係る命令は、同条第一項（単体自己資本比率に係る部分に限る。）又は第二項（連結自己資本比率に係る部分に限る。）のとおりとする。

2 前条第一項第一号又は第二項第一号に掲げる表の第三区分に該当する銀行の貸借対照表又は銀行及びその子会社等に係るこれらの会社について連結して記載した貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額（次の各号に掲げる資産については、当該各号に定める価額とする。次項において同じ。）の合計額がこれらの貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額を上回る場合又は上回ると見込まれる場合には、当該銀行について、当該区分に応じた命令は、同条第一項第一号又は第二項第一号に掲げる表の第二区分の二に掲げる命令を含むものとする。

の第二区分の二又はレバレッジ第二区分の二に掲げる命令を含むものとする。

一 有価証券 自己資本比率若しくはレバレッジ比率の算出を行う日（以下この項において「算出日」という。）の公表されている最終価格に基づき算出した価額又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額

〔二・三 略〕

3 前条第一項第一号及び第三号並びに第二項第一号及び第三号に掲げる表の第三区分及びレバレッジ第三区分以外の区分に該当する銀行の貸借対照表又は銀行及びその子会社等に係るこれらの会社について連結して記載した貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額の合計額がこれらの貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額を下回る場合又は下回ると見込まれる場合には、当該銀行について、当該区分に応じた命令は、同条第一項第一号若しくは第三号又は第二項第一号若しくは第三号に掲げる表の第三区分又はレバレッジ第三区分に掲げる命令を含むものとする。

4 銀行が適格性の認定等に係る合併等（預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第六十五条に規定する適格性の認定等に係る同法第五十九条第二項に規定する合併等をいう。第四条第四項各号において同じ。）を行った同条第一項に規定する救済金融機関救済金融機関（同法第五十九条第一項に規定する救済金融機関をいう。第四条第四項第二号において同じ。）又は特定適格性認定等に係る特定合併等（同法第二百二十六条の三十一に規定する特定適格性認定等に

一 有価証券 自己資本比率の算出を行う日（以下この項において「算出日」という。）の公表されている最終価格に基づき算出した価額又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額

〔二・三 同上〕

3 前条第一項第一号又は第二項第一号に掲げる表の第三区分以外の区分に該当する銀行の貸借対照表又は銀行及びその子会社等に係るこれらの会社について連結して記載した貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額の合計額がこれらの貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額を下回る場合又は下回ると見込まれる場合には、当該銀行について、当該区分に応じた命令は、同条第一項第一号又は第二項第一号に掲げる表の第三区分に掲げる命令を含むものとする。

4 銀行が適格性の認定等に係る合併等（預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第六十五条に規定する適格性の認定等に係る同法第五十九条第二項に規定する合併等をいう。第四条第四項各号において同じ。）を行った同条第一項に規定する救済金融機関救済金融機関（同法第五十九条第一項に規定する救済金融機関をいう。第四条第四項第二号において同じ。）又は特定適格性認定等に係る特定合併等（同法第二百二十六条の三十一に規定する特定適格性認定等に

係る同法第二百二十六条の二十八第二項に規定する特定合併等を行う。第四第四項各号において同じ。)を行つた特定救済金融機関等(同法第二百二十六条の二十八第一項に規定する特定救済金融機関等)をいう。第四第四項第二号において同じ。)に該当する場合には、当該銀行について、当該銀行又は当該銀行及びその子会社等が該当する前条第一項各号又は第二項各号に掲げる表の区分に応じた命令は、当該銀行又は当該銀行及びその子会社等の自己資本比率以上の自己資本比率、資本バツファー比率(単体資本バツファー比率又は連結資本バツファー比率をいう。以下この項及び次条において同じ。)以上の資本バツファー比率又はレバレッジ比率以上のレバレッジ比率に係るこれらの表の区分に掲げる命令とする。

5 銀行が預金保険法附則第七条第一号に規定する協定銀行である場合には、当該銀行について、当該銀行又は当該銀行及びその子会社等が該当する前条第一項各号又は第二項各号に掲げる表の区分に応じた命令は、これらの表の非対象区分、資本バツファー非対象区分又はレバレッジ非対象区分に掲げる命令とする。

(銀行持株会社及びその子会社等の自己資本の充実に係る区分及びこれに応じた命令)

第三条 法第五十二条の三十三第二項の内閣府令・財務省令で定める銀行持株会社及びその子会社等(法第五十二条の二十五に規定する子会社等をいう。以下この条及び次条において同じ。)の自己資本の充実に係る区分及び当該区分に応じ内閣府令・財務省令で

係る同法第二百二十六条の二十八第二項に規定する特定合併等を行う。第四第四項各号において同じ。)を行つた特定救済金融機関等(同法第二百二十六条の二十八第一項に規定する特定救済金融機関等)をいう。第四第四項第二号において同じ。)に該当する場合には、当該銀行について、当該銀行又は当該銀行及びその子会社等が該当する前条第一項各号又は第二項各号に掲げる表の区分に応じた命令は、当該銀行又は当該銀行及びその子会社等の自己資本比率以上の自己資本比率又は資本バツファー比率(単体資本バツファー比率又は連結資本バツファー比率をいう。以下この項及び次条において同じ。)以上の資本バツファー比率に係るこれらの表の区分に掲げる命令とする。

5 銀行が預金保険法附則第七条第一号に規定する協定銀行である場合には、当該銀行について、当該銀行又は当該銀行及びその子会社等が該当する前条第一項各号又は第二項各号に掲げる表の区分に応じた命令は、これらの表の非対象区分又は資本バツファー非対象区分に掲げる命令とする。

(銀行持株会社及びその子会社等の自己資本の充実に係る区分及びこれに応じた命令)

第三条 「同上」

定める命令は、次条及び第五条に定める場合を除き、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる表のとおりとする。

一・二 「略」

三 連結レバレッジ比率（第十項に規定する連結レバレッジ比率をいう。次条第一項において同じ。）を指標とする区分

自己資本の充実の状況に係る区分		命令
レバレッジ 非対象区分	連結レバレッジ比率が三パーセント以上である場合	
レバレッジ 第一区分	連結レバレッジ比率が一・五パーセント以上三パーセント未満である場合	銀行持株会社及びその子会社等の経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画（原則として資本の増強に係る措置を含むものとする。）の提出の求め及びその実行の命令

一・二 「同上」

「号を加える。」

	レバレッジ 第二区分
	連結レバレッジ比率が〇・七五パーセント以上一・五パーセント未満である場合
<p>次に掲げる銀行持株会社及びその子会社等の自己資本の充実に資する措置に係る命令</p> <p>イ 銀行持株会社及びその子会社等の資本の増強に係る合理的と認められる計画の提出及びその実行</p> <p>ロ 銀行持株会社及びその子会社等の総資産の圧縮又は増加の抑制</p> <p>ハ 子会社等（銀行等を除く。）の株式又は持分の処分</p> <p>ニ その他金融庁</p>	

レバレッジ 第二区分の 二	連結レバレッジ比率が〇パーセント以上〇・七五パーセント未満である場合	銀行持株会社及びその子会社等の自己資本の充実、合併又は子会社等（銀行等に限る。）の株式の処分等の措置のいずれかを 選択した上、当該 選択に係る措置を 実施することの 命令	長官が必要と認める措置
レバレッジ 第三区分	連結レバレッジ比率が〇パーセント未満である場合	子会社等（銀行等に限る。）の株式の処分	

〔2〕4 略〕

5 第一項第一号に掲げる表中「連結自己資本比率」とは、自己資本比率基準に係る算式により得られる比率であつて、次項に規定する連結資本バッファ―比率及び第十項に規定する連結レバレッジ比率

〔2〕4 同上〕

5 第一項第一号に掲げる表中「連結自己資本比率」とは、自己資本比率基準に係る算式により得られる比率であつて、次項に規定する連結資本バッファ―比率以外の比率をいい、同表中「連結普通株

以外の比率をいい、同表中「連結普通株式等Tier1比率」、「連結Tier1比率」及び「連結総自己資本比率」とは、連結自己資本比率のうち国際統一基準（第三項に規定する国際統一基準をいう。次項において同じ。）に係る算式により得られる比率をいう。

〔6～9 略〕

10 第一項第三号に掲げる表中「連結レバレッジ比率」とは、自己資本比率基準のうち国際統一基準に係る算式により得られる比率をいう。

11 〔略〕

第四条 銀行持株会社が、当該銀行持株会社及びその子会社等の連結自己資本比率又は連結レバレッジ比率が当該銀行持株会社及びその子会社等が従前に該当していた前条第一項第一号又は第三号に掲げる表の区分に係る連結自己資本比率又は連結レバレッジ比率の範囲を超えて低下したことを知った後、速やかに、その連結自己資本比率又は連結レバレッジ比率を当該銀行持株会社及びその子会社等が該当する同表の区分に係る連結自己資本比率又は連結レバレッジ比率の範囲を超えて確実に改善するための合理的と認められる計画を金融庁長官に提出した場合には、当該銀行持株会社について、当該区分に応じた命令は、当該銀行持株会社及びその子会社等の連結自己資本比率又は連結レバレッジ比率以上で当該計画の実施後に見込まれる当該銀行持株会社及びその子会社等の連結自己資本比率又は連結レバレッジ比率以下の連結自己資本比率又は連結レバレッジ比率

式等Tier1比率」、「連結Tier1比率」及び「連結総自己資本比率」とは、連結自己資本比率のうち国際統一基準（第三項に規定する国際統一基準をいう。次項において同じ。）に係る算式により得られる比率をいう。

〔6～9 同上〕

〔項を加える。〕

10 〔同上〕

第四条 銀行持株会社が、当該銀行持株会社及びその子会社等の連結自己資本比率が当該銀行持株会社及びその子会社等が従前に該当していた前条第一項第一号に掲げる表の区分に係る連結自己資本比率の範囲を超えて低下したことを知った後、速やかに、その連結自己資本比率を当該銀行持株会社及びその子会社等が該当する同表の区分に係る連結自己資本比率の範囲を超えて確実に改善するための合理的と認められる計画を金融庁長官に提出した場合には、当該銀行持株会社について、当該区分に応じた命令は、当該銀行持株会社及びその子会社等の連結自己資本比率以上で当該計画の実施後に見込まれる当該銀行持株会社及びその子会社等の連結自己資本比率以下の連結自己資本比率に係る同表の区分（非対象区分を除く。）に掲げる命令とする。ただし、当該計画が合理的でないことが明らかになった場合には、当該銀行持株会社について、当該銀行持株会社及

率に係る同表の区分（非対象区分を除く。）に掲げる命令とする。ただし、当該計画が合理的でないことが明らかになった場合には、当該銀行持株会社について、当該銀行持株会社及びその子会社等が該当する同表の区分に係る命令は、同項（それぞれ連結自己資本比率又は連結レバレッジ比率に係る部分に限る。）のとおりとする。

2 前条第一項第一号又は第三号に掲げる表の第三区分又はレバレッジ第三区分に該当する銀行持株会社及びその子会社等に係るこれらの会社について連結して記載した貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額（次の各号に掲げる資産については、当該各号に定める価額とする。次項において同じ。）の合計額が当該貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額を上回る場合又は上回ると見込まれる場合には、当該銀行持株会社について、当該区分に応じた命令は、同条第一項第一号又は第三号に掲げる表の第二区分の二又はレバレッジ第二区分の二に掲げる命令を含むものとする。

一 有価証券 連結自己資本比率若しくは連結レバレッジ比率の算出を行う日（以下この項において「算出日」という。）の公表されている最終価格に基づき算出した価額又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額

【二・三 略】

3 前条第一項第一号及び第三号に掲げる表の第三区分及びレバレッジ第三区分以外の区分に該当する銀行持株会社及びその子会社等に係るこれらの会社について連結して記載した貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額の合計額が当該貸借対照表の負債の部に計上

びその子会社等が該当する同表の区分に係る命令は、同項（連結自己資本比率に係る部分に限る。）のとおりとする。

2 前条第一項第一号に掲げる表の第三区分に該当する銀行持株会社及びその子会社等に係るこれらの会社について連結して記載した貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額（次の各号に掲げる資産については、当該各号に定める価額とする。次項において同じ。）の合計額が当該貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額を上回る場合又は上回ると見込まれる場合には、当該銀行持株会社について、当該区分に応じた命令は、同表の第二区分の二に掲げる命令を含むものとする。

一 有価証券 連結自己資本比率の算出を行う日（以下この項において「算出日」という。）の公表されている最終価格に基づき算出した価額又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額

【二・三 同上】

3 前条第一項第一号に掲げる表の第三区分以外の区分に該当する銀行持株会社及びその子会社等に係るこれらの会社について連結して記載した貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額の合計額が当該貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額を下回る場

<p>されるべき金額の合計額を下回る場合又は下回ると見込まれる場合には、当該銀行持株会社について、当該区分に応じた命令は、同項第一号又は第三号に掲げる表の第三区分又はレバレッジ第三区分に掲げる命令を含むものとする。</p> <p>4 次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、銀行持株会社について、当該銀行持株会社及びその子会社等が該当する前条第一項各号に掲げる表の区分に応じた命令は、当該銀行持株会社及びその子会社等の連結自己資本比率以上の連結自己資本比率、連結資本バッファー比率以上の連結資本バッファー比率又は連結レバレッジ比率以上の連結レバレッジ比率に係るこれらの区分に掲げる命令とする。</p> <p>【一・二 略】</p>	<p>合又は下回ると見込まれる場合には、当該銀行持株会社について、当該区分に応じた命令は、同表の第三区分に掲げる命令を含むものとする。</p> <p>4 次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、銀行持株会社について、当該銀行持株会社及びその子会社等が該当する前条第一項各号に掲げる表の区分に応じた命令は、当該銀行持株会社及びその子会社等の連結自己資本比率以上の連結自己資本比率に係る同表の区分又は連結資本バッファー比率以上の連結資本バッファー比率に係る同表の区分に掲げる命令とする。</p> <p>【一・二 同上】</p>
--	--

備考 表中の「」の記載は注記である。

○ 信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十二年 総理府令第四十一号 大蔵省）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（自己資本の充実の状況に係る区分及びこれに応じた命令）</p> <p>第三条 法第八十九条第二項及び信用金庫法施行令（昭和四十三年政令第四百二十二号）第十三条第一項において読み替えられた法第八十九条第一項において準用する銀行法（以下「銀行法」という。）第二十六条第二項の内閣府令・財務省令で定める信用金庫又は信用金庫連合会（以下「金庫」と総称する。）の自己資本の充実の状況に係る区分及び当該区分に応じ内閣府令・財務省令で定める命令は、次条及び第五条に定める場合を除き、次の各号に掲げる区分に及び、当該各号に掲げる表のとおり（第二号及び第三号に掲げる区分にあつては、第三項に規定する海外拠点有する信用金庫連合会の自己資本の充実の状況に係る区分に限る。）とする。</p> <p>【一・二 略】</p> <p>三 単体レバレッジ比率（第十二項に規定する単体レバレッジ比率をいう。次条第一項において同じ。）を指標とする区分</p>	<p>（自己資本の充実の状況に係る区分及びこれに応じた命令）</p> <p>第三条 法第八十九条第二項及び信用金庫法施行令（昭和四十三年政令第四百二十二号）第十三条第一項において読み替えられた法第八十九条第一項において準用する銀行法（以下「銀行法」という。）第二十六条第二項の内閣府令・財務省令で定める信用金庫又は信用金庫連合会（以下「金庫」と総称する。）の自己資本の充実の状況に係る区分及び当該区分に応じ内閣府令・財務省令で定める命令は、次条及び第五条に定める場合を除き、次の各号に掲げる区分に及び、当該各号に掲げる表のとおり（第二号に掲げる区分にあつては、第三項に規定する海外拠点有する信用金庫連合会の自己資本の充実の状況に係る区分に限る。）とする。</p> <p>【一・二 同上】</p> <p>「号を加える。」</p>

レバレッジ第二区分	レバレッジ第一区分	レバレッジ非対象区分	自己資本の充実に係る区分
単体レバレッジ比率が〇・七五パーセント以上一・五パーセント未満である場合	単体レバレッジ比率が一・五パーセント以上三パーセント未満である場合	単体レバレッジ比率が三パーセント以上である場合	命 令
次に掲げる自己資本の充実に資する措置に係る命令	経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画（原則として自己資本の充実に係る措置を含むものとする。）の提出の求め及びその実行の命令		

-
-
-
-
- イ 自己資本の充実に係る合理的と認められる計画の提出及びその実行
- ロ 総資産の圧縮又は増加の抑制
- ハ 取引の通常条件に照らして不利益を被るものと認められる条件による預金又は定期積金の受入れの禁止又は抑制
- ニ 一部の事務所における業務の縮小
- ホ 一部の従たる事務所の廃止
- ヘ 法第五十三条第一項及び第二項の規定によ
-
-

レバレッジ第二区分	単体レバレッジ比率が〇パーセント以上〇・七五パーセント未満である場合	自己資本の充実、大幅な業務の縮小、合併又は金庫の事業の一部の廃止等の措置のいずれかを選択した上、当該選択に係る措置を実施することの命令
レバレッジ第三区分	単体レバレッジ比率が〇パーセント未満である場合	業務の全部又は一部の停止の命令

2 銀行法第二十六条第二項の内閣府令・財務省令で定める金庫及びその子会社等（銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等という。以下この条及び次条において同じ。）の自己資本の充実の状況に係る区分及び当該区分に応じ内閣府令・財務省令で定める命令は、次条及び第五条に定める場合を除き、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる表のとおり（第二号及び第三号に掲げる区

2 銀行法第二十六条第二項の内閣府令・財務省令で定める金庫及びその子会社等（銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等という。以下この条及び次条において同じ。）の自己資本の充実の状況に係る区分及び当該区分に応じ内閣府令・財務省令で定める命令は、次条及び第五条に定める場合を除き、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる表のとおり（第二号に掲げる区分にあつて

分にあつては、次項に規定する海外拠点を有する信用金庫連合会及びその子会社等の自己資本の充実の状況に係る区分に係るものに限る。) とする。

一 第十二項に規定する連結自己資本比率を指標とする区分

第二区分 の 二	[略]	[略]	[略]	自己資本の充実の状況に係る区分	命 令
				信用金庫及びその子会社等又は海外拠点を有しない信用金庫連合会及びその子会社等	海外拠点を有する信用金庫連合会及びその子会社等
自己資本の充実、大幅な業務の縮小、合併又は金庫の事業の一部の廃止等の措置のいずれかを選択した上、当該選択に係る措					

は、次項に規定する海外拠点を有する信用金庫連合会及びその子会社等の自己資本の充実の状況に係る区分に係るものに限る。) とする。

一 第十一項に規定する連結自己資本比率を指標とする区分

[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	自己資本の充実の状況に係る区分	命 令
				信用金庫及びその子会社等又は海外拠点を有しない信用金庫連合会及びその子会社等	海外拠点を有する信用金庫連合会及びその子会社等
自己資本の充実、大幅な業務の縮小、合併又は金庫の事業の一部の廃止等の措置のいずれかを選択した上、当該選択に係る措					

[略]			
			置を実施すること の命令

二 第十三項に規定する連結資本バッファ―比率を指標とする区分
〔表略〕

三 連結レバレッジ比率（第十七項に規定する連結レバレッジ比率

自己資本の充実の状況に係 る区分	レバレッ ジ非対象 区分	連結レバレッ ジ比率が三パ ーセント以上 である場合	命 令
	レバレッ ジ第一区 分	連結レバレッ ジ比率が一・ 五パーセント	
経営の健全性を確保するための合 理的と認められる改善計画（原則 として自己資本の充実に係る措置			

[同上]			
			を実施することの 命令

二 第十二項に規定する連結資本バッファ―比率を指標とする区分
〔同上〕

「号を加える。」

	<p>以上三パーセント未満である場合</p>	<p>を含むものとする。)の提出の求め及びその実行の命令</p>
<p>レバレッジ第二区分</p>	<p>連結レバレッジ比率が〇・七五パーセント以上一・五パーセント未満である場合</p>	<p>次に掲げる自己資本の充実に資する措置に係る命令</p> <p>イ 自己資本の充実に係る合理的と認められる計画の提出及びその実行</p> <p>ロ 総資産の圧縮又は増加の抑制</p> <p>ハ 取引の通常条件に照らして不利益を被るものと認められる条件による預金又は定期積金の受入れの禁止又は抑制</p> <p>ニ 一部の事務所における業務の縮小</p> <p>ホ 一部の従たる事務所の廃止</p> <p>ヘ 子会社等の業務の縮小</p> <p>ト 子会社等の株式又は持分の処分</p> <p>チ 法第五十三条第一項及び第二項の規定により行う業務に付随</p>

分 レバレッ ジ第三区	レバレッ ジ第二区 分の二	
ー ジ比率が〇パ ーセント未満	連結レバレッ ジ比率が〇パ ーセント以上 〇・七五パー セント未満で ある場合	
業務の全部又は一部の停止の命令	自己資本の充実、大幅な業務の縮小、合併又は金庫の事業の一部の廃止等の措置のいずれかを選択した上、当該選択に係る措置を実施することの命令	する同条第三項各号に掲げる業務その他の業務若しくは同条第六項の規定により行う業務又は第五十四条第一項から第三項までの規定により行う業務に付随する同条第四項各号に掲げる業務その他の業務若しくは同条第五項の規定により行う業務の縮小又は新規の取扱いの禁止 リ その他金融庁長官が必要と認める措置

である場合

〔3～5 略〕

6 第一項第一号に掲げる表中「単体自己資本比率」とは、自己資本比率基準のうち銀行法第十四条の二第一号に掲げる基準に係る算式により得られる比率であつて、次項に規定する単体資本バツファ―比率及び第十一項に規定する単体レバレッジ比率以外の比率をいい、同表中「単体普通出資等Tier1比率」、「単体Tier1比率」及び「単体総自己資本比率」とは、当該単体自己資本比率のうち国際統一基準（前項に規定する国際統一基準をいう。次項、第十一項から第十三項まで及び第十七項において同じ。）に係る算式により得られる比率をいう。

〔7～10 略〕

11 第一項第三号に掲げる表中「単体レバレッジ比率」とは、自己資本比率基準のうち銀行法第十四条の二第一号に掲げる基準に係る算式により得られる比率であつて、国際統一基準に係る算式により得られる比率をいう。

12 第二項第一号に掲げる表中「連結自己資本比率」とは、自己資本比率基準のうち銀行法第十四条の二第二号に掲げる基準に係る算式により得られる比率であつて、次項に規定する連結資本バツファ―比率及び第十七項に規定する連結レバレッジ比率以外の比率をいい、同表中「連結普通出資等Tier1比率」、「連結Tier1比

〔3～5 同上〕

6 第一項第一号に掲げる表中「単体自己資本比率」とは、自己資本比率基準のうち銀行法第十四条の二第一号に掲げる基準に係る算式により得られる比率であつて、次項に規定する単体資本バツファ―比率以外の比率をいい、同表中「単体普通出資等Tier1比率」、「単体Tier1比率」及び「単体総自己資本比率」とは、当該単体自己資本比率のうち国際統一基準（前項に規定する国際統一基準をいう。次項、第十一項及び第十二項において同じ。）に係る算式により得られる比率をいう。

〔7～10 同上〕

〔項を加える。〕

11 第二項第一号に掲げる表中「連結自己資本比率」とは、自己資本比率基準のうち銀行法第十四条の二第二号に掲げる基準に係る算式により得られる比率であつて、次項に規定する連結資本バツファ―比率以外の比率をいい、同表中「連結普通出資等Tier1比率」、「連結Tier1比率」及び「連結総自己資本比率」とは、当該

率」及び「連結総自己資本比率」とは、当該連結自己資本比率のうち国際統一基準に係る算式により得られる比率をいう。

13| 「略」

14| 「略」

15| 第二項第二号に掲げる表中「外部流出額」とは、信用金庫連合会及びその子会社等（当該信用金庫連合会及びその子会社等の連結自己資本比率（第十二項に規定する連結自己資本比率をいう。次条第一項において同じ。）の算出に当たり当該信用金庫連合会の連結の範囲に含まれるものに限る。以下この項において同じ。）における次に掲げる事由（連結普通出資等Tier1比率（第十二項に規定する連結普通出資等Tier1比率をいう。以下この項において同じ。）を減少させるものに限る。）に係る額（当該信用金庫連合会及びその子会社等相互間の流出額を除く。）の合計額（特別の理由がある場合において金融庁長官が承認したときは、その承認した額を除く。）をいう。

「一〇三 略」

四 その他Tier1資本調達手段（第十二項に規定する連結Tier1比率に算入することができる資本調達手段をいい、連結普通出資等Tier1比率に算入することができる資本調達手段を除く。）に対する配当又は利息の支払及び買戻し又は償還

「五・六 略」

16| 「略」

17| 第二項第三号に掲げる表中「連結レバレッジ比率」とは、自己資

連結自己資本比率のうち国際統一基準に係る算式により得られる比率をいう。

12| 「同上」

13| 「同上」

14| 第二項第二号に掲げる表中「外部流出額」とは、信用金庫連合会及びその子会社等（当該信用金庫連合会及びその子会社等の連結自己資本比率（第十一項に規定する連結自己資本比率をいう。次条第一項において同じ。）の算出に当たり当該信用金庫連合会の連結の範囲に含まれるものに限る。以下この項において同じ。）における次に掲げる事由（連結普通出資等Tier1比率（第十一項に規定する連結普通出資等Tier1比率をいう。以下この項において同じ。）を減少させるものに限る。）に係る額（当該信用金庫連合会及びその子会社等相互間の流出額を除く。）の合計額（特別の理由がある場合において金融庁長官が承認したときは、その承認した額を除く。）をいう。

「一〇三 同上」

四 その他Tier1資本調達手段（第十一項に規定する連結Tier1比率に算入することができる資本調達手段をいい、連結普通出資等Tier1比率に算入できる資本調達手段を除く。）に対する配当又は利息の支払及び買戻し又は償還

「五・六 同上」

15| 「同上」

「項を加える。」

本比率基準のうち銀行法第十四条の二第二号に掲げる基準に係る算式により得られる比率であつて、国際統一基準に係る算式により得られる比率をいう。

第四条 金庫が、その自己資本比率（単体自己資本比率又は連結自己資本比率をいう。以下この条において同じ。）又はレバレッジ比率（単体レバレッジ比率又は連結レバレッジ比率をいう。以下この条において同じ。）が当該金庫又は当該金庫及びその子会社等が従前に該当していた前条第一項第一号若しくは第三号又は第二項第一号若しくは第三号に掲げる表の区分に係る自己資本比率又はレバレッジ比率の範囲を超えて低下したことを知つた後、速やかに、その自己資本比率又はレバレッジ比率を当該金庫又は当該金庫及びその子会社等が該当するこれらの表の区分に係る自己資本比率又はレバレッジ比率の範囲を超えて確実に改善するための合理的と認められる計画を金融庁長官に提出した場合には、当該金庫について、当該区分に応じた命令は、当該金庫又は当該金庫及びその子会社等の自己資本比率又はレバレッジ比率以上で当該計画の実施後に見込まれる当該金庫又は当該金庫及びその子会社等の自己資本比率又はレバレッジ比率以下の自己資本比率又はレバレッジ比率に係るこれらの表の区分（それぞれ非対象区分又はレバレッジ非対象区分を除く。）に掲げる命令とする。ただし、当該計画が合理的でないことが明らかになつた場合には、当該金庫について、当該金庫又は当該金庫及びその子会社等が該当するこれらの表の区分に係る命令は、同条第

第四条 金庫が、その自己資本比率（単体自己資本比率又は連結自己資本比率をいう。以下この条において同じ。）が当該金庫又は当該金庫及びその子会社等が従前に該当していた前条第一項第一号又は第二項第一号に掲げる表の区分に係る自己資本比率の範囲を超えて低下したことを知つた後、速やかに、その自己資本比率を当該金庫又は当該金庫及びその子会社等が該当するこれらの表の区分に係る自己資本比率の範囲を超えて確実に改善するための合理的と認められる計画を金融庁長官に提出した場合には、当該金庫について、当該区分に応じた命令は、当該金庫又は当該金庫及びその子会社等の自己資本比率以上で当該計画の実施後に見込まれる当該金庫又は当該金庫及びその子会社等の自己資本比率以下の自己資本比率に係るこれらの表の区分（非対象区分を除く。）に掲げる命令とする。ただし、当該計画が合理的でないことが明らかになつた場合には、当該金庫について、当該金庫又は当該金庫及びその子会社等が該当するこれらの表の区分に係る命令は、同条第一項（単体自己資本比率に係る部分に限る。）又は第二項（連結自己資本比率に係る部分に限る。）のとおりとする。

一項（それぞれ単体自己資本比率又は単体レバレッジ比率に係る部分に限る。）又は第二項（それぞれ連結自己資本比率又は連結レバレッジ比率に係る部分に限る。）のとおりとする。

2 前条第一項第一号若しくは第三号又は第二項第一号若しくは第三号に掲げる表の第三区分又はレバレッジ第三区分に該当する金庫の貸借対照表又は金庫及びその子会社等に係るこれらの会社について連結して記載した貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額（次の各号に掲げる資産については、当該各号に定める価額とする。次項において同じ。）の合計額がこれらの貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額を上回る場合又は上回ると見込まれる場合には、当該金庫について、当該区分に応じた命令は、同条第一項第一号若しくは第三号又は第二項第一号若しくは第三号に掲げる表の第二区分の二又はレバレッジ第二区分の二に掲げる命令を含むものとする。

一 有価証券 自己資本比率若しくはレバレッジ比率の算出を行う日（以下この項において「算出日」という。）の公表されている最終価格に基づき算出した価額又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額

【二・三 略】

3 前条第一項第一号及び第三号並びに第二項第一号及び第三号に掲げる表の第三区分及びレバレッジ第三区分以外の区分に該当する金庫の貸借対照表又は金庫及びその子会社等に係るこれらの会社について連結して記載した貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額

2 前条第一項第一号又は第二項第一号に掲げる表の第三区分に該当する金庫の貸借対照表又は金庫及びその子会社等に係るこれらの会社について連結して記載した貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額（次の各号に掲げる資産については、当該各号に定める価額とする。次項において同じ。）の合計額がこれらの貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額を上回る場合又は上回ると見込まれる場合には、当該金庫について、当該区分に応じた命令は、同条第一項第一号又は第二項第一号に掲げる表の第二区分の二に掲げる命令を含むものとする。

一 有価証券 自己資本比率の算出を行う日（以下この項において「算出日」という。）の公表されている最終価格に基づき算出した価額又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額

【二・三 同上】

3 前条第一項第一号又は第二項第一号に掲げる表の第三区分以外の区分に該当する金庫の貸借対照表又は金庫及びその子会社等に係るこれらの会社について連結して記載した貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額の合計額がこれらの貸借対照表の負債の部に計上

の合計額がこれらの貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額を下回る場合又は下回ると見込まれる場合には、当該金庫について、当該区分に応じた命令は、同条第一項第一号若しくは第三号又は第二項第一号若しくは第三号に掲げる表の第三区分又はレバレッジ第三区分に掲げる命令を含むものとする。

4 信用金庫が預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第六十五条に規定する適格性の認定等に係る同法第五十九条第二項に規定する合併等を行った同条第一項に規定する救済金融機関又は同法第二百二十六条の三十一に規定する特定適格性認定等に係る同法第二百二十六条の二十八第二項に規定する特定合併等を行った同条第一項に規定する特定救済金融機関等に該当する場合には、当該信用金庫について、当該信用金庫が該当する前条第一項第一号若しくは第三号又は第二項第一号若しくは第三号に掲げる表の区分に応じた命令は、当該信用金庫又は当該信用金庫及びその子会社等の自己資本比率以上の自己資本比率又はレバレッジ比率以上のレバレッジ比率に係るこれらの表の区分に掲げる命令とする。

されるべき金額の合計額を下回る場合又は下回ると見込まれる場合には、当該金庫について、当該区分に応じた命令は、同条第一項第一号又は第二項第一号に掲げる表の第三区分に掲げる命令を含むものとする。

4 信用金庫が預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第六十五条に規定する適格性の認定等に係る同法第五十九条第二項に規定する合併等を行った同条第一項に規定する救済金融機関又は同法第二百二十六条の三十一に規定する特定適格性認定等に係る同法第二百二十六条の二十八第二項に規定する特定合併等を行った同条第一項に規定する特定救済金融機関等に該当する場合には、当該信用金庫について、当該信用金庫が該当する前条第一項第一号又は第二項第一号に掲げる表の区分に応じた命令は、当該信用金庫又は当該信用金庫及びその子会社等の自己資本比率以上の自己資本比率に係るこれらの表の区分に掲げる命令とする。

備考 表中の「」の記載は注記である。